

相 談 事 例

ID： 02-03-022

相談タイトル

自宅敷地への出入りを制限する門の設置について

Q：ご相談内容

自宅敷地への出入りは、現在、車庫の横に小さな門がありそこから誰でも出入りできる状態になっているが、防犯上のことを考え、大きな門（ゲート）を設置し留守の場合は敷地内に入れない状態にしたいと考えている。その場合、電気・水道・ガスの検針が困難になると考えられるが、法律的に問題が生じることはないのか。

A：回答

電気・水道・ガス等それぞれの契約（約款）の中に、取り決められていることと思いますが、門扉に鍵等を取り付け進入できなくすること自体が法的に問題があるのでは無く、各種検針時には在宅して開場すれば問題が無いことですので、実際の検針に対応できるかの問題と考えます。現在は、電気などはスマートメーターのように遠隔で指針確認可能な計器もありますので、電気・水道・ガスの各社に直接取扱いについて確認されてはと思います。